

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

私の年金記録において、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、私は、これまでに保険料の納付を忘れた場合、必ず未納分を納付してから次の期間の保険料を納付しており、申立期間直後の保険料が納付済みなので、申立期間の保険料は納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間以降、昭和 62 年 10 月に第 3 号被保険者になるまでの期間において未納は無く、納付意識の高さが認められる。

また、申立人及び申立人の夫は、申立期間当時、夫婦の保険料は申立人が納付していたと申述しているところ、申立人及び申立人の夫の所持する領収証書において、申立人は申立期間直前の昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの期間及び同年 10 月から同年 12 月までの期間の保険料を申立人の夫の保険料と同日に納付していることが確認できることから、申立人は申立期間においても夫婦の保険料を一緒に納付していたことがうかがえる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人の夫は申立期間の保険料を納付していることを踏まえると、申立人は申立期間に係る保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和37年6月15日にA社に入社し、昭和45年3月15日まで継続して同社及びそのグループ会社に勤務していた。

申立期間は、新設されたC社へ出向中であり、同社新設と同時に人事異動になったが、厚生年金保険料も給料から継続して控除されていた。申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中である昭和40年9月にA社からC社が分社化していること及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（40年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した数十人に同様な被保険者期間の欠落が見られ、事業主

の届出誤りが推測されることから、事業主は昭和 40 年 9 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和39年4月1日にA社に入社し、昭和49年12月31日まで継続して同社及びそのグループ会社に勤務していた。

申立期間は、新設されたC社へ出向中であり、同社新設と同時に人事異動になったが、厚生年金保険料も給料から継続して控除されていた。申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中である昭和40年9月にA社からC社が分社化していること及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社及びその関連会社に継続して勤務し（40年10月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からC社に異動した数十人に同様な被保険者期間の欠落が見られ、事業主

の届出誤りが推測されることから、事業主は昭和 40 年 9 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日及び同年12月12日は29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月及び同年12月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、賞与を支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除及び賞与額から、平成15年6月13日及び同年12月12日は29万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していたB健康保険組合は、平成18年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間

について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月13日は28万円、同年12月12日は26万5,000円及び16年6月11日は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月13日
② 平成15年12月12日
③ 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年6月、同年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、賞与を支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除及び賞与額から、平成15年6月13日は28万円、同年12月12日は26万5,000円及び16年6月11日は25万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様にA社

から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していたB健康保険組合は、平成18年より前は、同社からの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月12日は25万4,000円及び16年6月11日は23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月12日
② 平成16年6月11日

私は、日本年金機構から届いた年金記録に係る確認通知書により、A社に勤務したときの平成15年12月及び16年6月の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間について、賞与明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る賞与明細書により、申立人は、申立期間において、賞与を支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除及び賞与額から、平成15年12月12日は25万4,000円及び16年6月11日は23万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主からは、申立てどおりの届出を行ったか明確な回答は無いが、申立期間において申立人と同様にA社から賞与を支給されたとする元同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無い上、同社が加入していたB健康保険組合は、平成18年より前は、同社か

らの賞与支払届は提出されていない旨を回答しており、事業主が申立期間について賞与支払届を提出したにもかかわらず、当該健康保険組合及び社会保険事務所（当時）の双方がいずれもこれを記録しないとは考え難いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知をしておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は24万4,000円、17年12月9日は23万8,000円、18年6月9日は16万7,000円、同年12月11日は23万2,000円、19年6月11日は20万5,000円、同年12月10日は33万円及び20年6月10日は21万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年6月11日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年6月10日

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書は無いが、賞与が振り込まれたB銀行の通帳を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間に係る賞与の支払等について照会することはできないが、申立人から提出された平成15年12月から20年6月までのB銀行の通帳に記載されている賞与振込額について、申立人と同年代で同種の業務に就いてい

た複数の元同僚から提供を受けた賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている賞与支給額等を基に申立人に係る厚生年金保険料等の控除の状況について試算したところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記の方法で算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は24万4,000円、17年12月9日は23万8,000円、18年6月9日は16万7,000円、同年12月11日は23万2,000円、19年6月11日は20万5,000円、同年12月10日は33万円及び20年6月10日は21万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は25万円、16年12月10日は29万3,000円、17年12月9日は28万6,000円、18年6月9日は17万9,000円、同年12月11日は27万9,000円、19年6月11日は23万5,000円、同年12月10日は35万円、20年6月10日は23万円及び同年12月10日は31万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年6月11日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年6月10日
⑨ 平成20年12月10日

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書は無いが、所得税源泉徴収簿を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間に係る賞与の支払等について照会することはできないが、申立人から提出された平成15年分から20年分までの給与所得に対する所得税源

泉徴収簿に記載されている賞与支給額について、複数の元同僚の賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出したところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記の方法で算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は25万円、16年12月10日は29万3,000円、17年12月9日は28万6,000円、18年6月9日は17万9,000円、同年12月11日は27万9,000円、19年6月11日は23万5,000円、同年12月10日は35万円、20年6月10日は23万円及び同年12月10日は31万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は29万3,000円、17年12月9日は28万6,000円、18年6月9日は18万2,000円、同年12月11日は27万9,000円、19年6月11日は22万6,000円、同年12月10日は33万円、20年6月10日は22万5,000円及び同年12月10日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日
⑤ 平成18年12月11日
⑥ 平成19年6月11日
⑦ 平成19年12月10日
⑧ 平成20年6月10日
⑨ 平成20年12月10日

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。賞与明細書は無いが、所得税源泉徴収簿を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、申立期間に係る賞与の支払等について照会することはできないが、申立人

から提出された平成15年分から20年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている賞与支給額について、複数の元同僚の賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出したところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、上記の方法で算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は29万3,000円、17年12月9日は28万6,000円、18年6月9日は18万2,000円、同年12月11日は27万9,000円、19年6月11日は22万6,000円、同年12月10日は33万円、20年6月10日は22万5,000円及び同年12月10日は30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金 事案 4400

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月

私は、昭和 58 年 4 月末日に会社を退職し、同年 5 月に妻が A 町役場（当時）で、国民年金への切替手続きを行い、同年 5 月分の国民年金保険料を納付したはずであるのに、同年 5 月が未加入期間とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、昭和 57 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、59 年 1 月 22 日に被保険者資格を再取得したことが記載されており、特殊台帳及びオンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、上述の国民年金手帳及び特殊台帳によると、申立人は、A 町から B 区に住所変更しているところ、A 町の国民年金被保険者名簿には、昭和 57 年 9 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失したことが記載され、被保険者資格を再取得した記載は無く、B 区の国民年金被保険者名簿には、前住所が A 町であること、及び 59 年 1 月 22 日に被保険者資格を再取得したことが記載されていることから、申立期間は国民年金の被保険者期間として扱われておらず、申立期間の保険料の納付書が発行されることは、制度上、考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）

は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4401

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から5年1月まで

私は、申立期間中は海外に居住しており、国民年金保険料の納付ができず、その後、平成5年3月頃に、申立期間の保険料納付に係る督促状と一緒に一括で13万円ぐらいを納付するコンピューター印字された納付書が届いた。しかし、一括で納付できなかったため、数回に分けた納付書の送付を依頼したところ、数回に分けた手書きの納付書が届いた。申立期間の保険料は、その納付書で、同年3月以降に数回に分けて1回2万円ぐらいをA区のB郵便局で納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月頃に申立期間の国民年金保険料の納付書が届き、その後、数回に分けて納付したと主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立期間の国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録については、保険料の免除申請を行った平成11年2月9日に、4年1月1日資格取得及び5年2月2日資格喪失の記録が追加処理されていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとする5年頃は、申立期間は国民年金に未加入の期間として取り扱われており、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立期間の納付書が作成された記録も見当たらない。

また、申立人が所持している年金手帳によると、国民年金の記録欄には、申立期間の資格取得及び資格喪失の記載は無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていたとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4402

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から同年 8 月まで

私は、A社B事業所を退職するときに、人事担当者から国民年金の加入手続について説明を受け、同社を退職した直後の昭和 62 年 1 月頃に、C市役所で加入手続を行い、以後国民年金保険料を納付したのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B事業所を昭和 62 年 1 月 14 日に退職した後、婚姻前の同年 1 月頃にC市で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、戸籍謄本により確認できる申立人の婚姻日は同年 2 月 * 日であることから、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、同年 1 月 15 日から同年 2 月 * 日までの期間において、同市から被保険者に対して払い出された国民年金手帳記号番号を縦覧調査した結果、431 人の被保険者に手帳記号番号が払い出されているが、その中に婚姻後の氏名も含めて申立人の氏名は確認できない。

また、申立人がC市から転出後に居住していたD市には申立人に係る「国民年金被保険者関係届（申出・申請）書〔新規用〕」が保管されており、当該届書には、申請者として申立人の夫の氏名が記載されていること、及び婚姻日の確認欄に記載された日付は申立人が申述している結婚式を挙げた日である昭和 62 年 2 月 * 日と一致しているほか、加入手続に必要な申立人に係る情報が正確に記載されていることから、当該届書は申立人の夫が記載し、提出したものと推認できるところ、当該届書において、申立人は同年 1 月 16 日に国民年金の第 1 号被保険者として初めて資格を取得していることが確認できるとともに、当該届書には同市役所における当時

の担当課が電算入力したことを示す「入力済 63. 8. 4 E課」の印が押されており、同市役所E課は「この書面は新規受付の国民年金資格取得届書綴りの63年7月の受付分に保管されている。」と回答している。

さらに、上記「国民年金被保険者関係届（申出・申請）書〔新規用〕」の備考欄には、「62. 9. 28 3A種別変更」と記載されていることが確認できるところ、オンライン記録において、申立人に係る昭和62年9月28日の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更は63年8月22日付けで遡って入力処理されていることが確認できる上、申立人のD市における電算データの検認記録は、昭和61年度は「加入月数3、定額月数0」、62年度は「加入月数12、定額月数7」と記録されていることが確認できる。これらのことから、申立人の加入手続は昭和63年7月頃に行われたものと推認でき、加入手続が行われるまで、申立期間は国民年金に未加入の期間であったことがうかがえることから、申立期間当時に国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、婚姻後、申立人に係る保険料については、申立人の夫が銀行振込されている給与を引出し、申立人の夫が金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人は、その当時の預金通帳を所持しておらず、ほかに申立人の主張を裏付ける関連資料は確認できない上、申立人は、申立期間に係る保険料を遡って納付したことは無いと申述していることを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたと推認することはできない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 4403 (事案 1739 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年5月まで

私たち夫婦は、平成3年3月29日にA国へ出国し、7年3月30日に帰国したことが戸籍の附票により確認でき、この期間は日本に住民登録が無かった。前回の申立てにおいて提出した国民年金保険料口座振替依頼書には、提出年月日が5年6月22日、住所が出国前のB市と記載されているが、この提出年月日の筆跡は私の妻のものではない上、5年当時私たちの住民登録は日本に無かったことが明らかであることから、実際には3年3月に私たちがB市役所C出張所(当時)に口座振替依頼書を提出したにもかかわらず、何者かが同依頼書の提出年月日を改ざんしたものであることが明確である。

私たちは年金記録に2年以上の空白が生じている事実を否定しているのではない。しかし、その空白は社会保険庁(当時)の担当者の過失か故意による不作為が原因である。私たちは申立期間の保険料を納付したことにしてほしいと要請しているのではなく、遡ってその保険料を納付するので、納付後、申立期間を含めた年金額を査定し直し未払い分の年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 金融機関が保管する申立人夫婦の国民年金保険料口座振替依頼書及び口座取引履歴により、申立人夫婦は、平成5年6月22日付けで口座振替依頼書を提出し、同年9月30日から国民年金保険料の口座振替が開始されたことが確認できること、ii) 申立人の妻のパスポートの写しにより、申立人の妻が同年5月3日に帰国し、同年7月18日に出国したことが確認でき、任意加入手続が行われた同年6

月 10 日時点で日本国内にいたことが推認できること、iii) 意見陳述においても、申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の申立てにおいて提出した口座振替依頼書は平成 3 年 3 月の出国前に B 市役所 C 出張所に提出しており、その事務処理を 2 年以上放置され提出年月日等を書き換えられたことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされたと主張している。

しかし、申立人の申立期間に係る任意加入申出の有無について、B 市は、「当時の資料は保存されていない。」と回答しており、ほかに申立期間において任意加入の申出を行ったことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る任意加入の手続を行ったとは推認することができない。

また、改めて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人からは申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の保険料を口座振替できなかったのは、行政側の事務処理に遺漏があったことによるものとして、申立期間の保険料を納付する機会を付与することを求めているが、これは保険料の納付に関する法律の規定又は運用に関わる内容であって、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付に関する関連資料及び周辺事情に基づき、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断する機関であるから、申立人の要請について審議し、判断することはできない。

千葉国民年金 事案 4404 (事案 1740 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年5月まで

私たち夫婦は、平成3年3月29日にA国へ出国し、7年3月30日に帰国したことが戸籍の附票により確認でき、この期間は日本に住民登録が無かった。前回の申立てにおいて提出した国民年金保険料口座振替依頼書には、提出年月日が5年6月22日、住所が出国前のB市と記載されているが、この提出年月日の筆跡は私のものではない上、5年当時私たちの住民登録は日本に無かったことが明らかであることから、実際には3年3月に私たちがB市役所C出張所(当時)に口座振替依頼書を提出したにもかかわらず、何者かが同依頼書の提出年月日を改ざんしたものであることが明確である。

私たちは年金記録に2年以上の空白が生じている事実を否定しているのではない。しかし、その空白は社会保険庁(当時)の担当者の過失か故意による不作為が原因である。私たちは申立期間の保険料を納付したことにしてほしいと要請しているのではなく、遡ってその保険料を納付するので、納付後、申立期間を含めた年金額を査定し直し未払い分の年金を支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 金融機関が保管する申立人夫婦の国民年金保険料口座振替依頼書及び口座取引履歴により、申立人夫婦は、平成5年6月22日付けで口座振替依頼書を提出し、同年9月30日から国民年金保険料の口座振替が開始されたことが確認できること、ii) 申立人のパスポートの写しにより、申立人が同年5月3日に帰国し、同年7月18日に出国したことが確認でき、任意加入手続が行われた同年6月10日

時点で日本国内にいたことが推認できること、iii) 意見陳述においても、申立内容を推認できるような新たな事情はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、前回の申立てにおいて提出した口座振替依頼書は平成 3 年 3 月の出国前に B 市役所 C 出張所に提出しており、その事務処理を 2 年以上放置され提出年月日等を書き換えられたことから、申立期間は国民年金の未加入期間とされたと主張している。

しかし、申立人の申立期間に係る任意加入申出の有無について、B 市は、「当時の資料は保存されていない。」と回答しており、ほかに申立期間において任意加入の申出を行ったことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る任意加入の手続を行ったとは推認することができない。

また、改めて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行ったが、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人からは申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間の保険料を口座振替できなかったのは、行政側の事務処理に遺漏があったことによるものとして、申立期間の保険料を納付する機会を付与することを求めているが、これは保険料の納付に関する法律の規定又は運用に関わる内容であって、年金記録確認第三者委員会は、保険料の納付に関する関連資料及び周辺事情に基づき、保険料の納付の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断する機関であるから、申立人の要請について審議し、判断することはできない。

千葉国民年金 事案 4405

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から44年3月まで

私は、申立期間当時、A区にある事業所に勤務しており、そのときに同僚と一緒に国民年金保険料を納付しに行った記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に対し、A区において申立期間の保険料納付に必要となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する国民年金手帳には、発行日が昭和45年1月26日と記載されているとともに、最初の住所欄にはB市の住所が記載されていることが確認でき、申立人の加入手続はB市において同年1月頃に行われたと推認されることから、加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間当時に保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が一緒に保険料を納付したとする当時の同僚は、申立期間に係る保険料の納付場所、納付時期等に関する記憶が定かではなく、保険料の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4850 (事案 3500 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年2月から22年10月まで

私は、申立期間において、前回申し立てたA事業所（その後、B省C局D事業所（当時））での勤務と並行して、国の機関であるE軍の「F事業所」（終戦後に「G事業所」となる。）でH（職種）兼I（職種）として働いたが、同期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、今回の申立期間と一部重複する昭和18年4月から20年8月15日までの期間について、A事業所に勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いと申し立てているが、i) 申立人は、「18年4月にB省C局直轄のJ（施設）にK（学生）として入所した。」と供述しており、労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者となり得る者だったとは考え難いこと、ii) A事業所及びD事業所は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、iii) 当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回申し立てたA事業所での勤務と並行して、昭和18年2月から22年10月まで、国の機関であるE軍の「F事業所」に勤務したにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。」と申し立てているが、「F事業所」及び「G事業所」は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができな

い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間の前後の勤務先であるL事業所及びM事業所での被保険者記録は確認できるが、申立期間に係る「F事業所」及び「G事業所」での被保険者記録は確認できない。

さらに、戦時中のJ（施設）等が使用した土地や資材を処理する目的で、昭和20年12月17日にN（機関）が設立され、21年1月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立人が勤務したとするのは同機関である可能性が考えられるが、同機関（O県P区Q（当時））及びN（機関）R事業所（S県T郡U村V（当時））の健康保険厚生年金保険被保険者名簿をそれぞれ縦覧したものの、申立期間に申立人の氏名を確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚について、「もうみんな死んでしまい、知っている者はいなくなってしまった。」と供述しており、申立期間における勤務実態について証言を得ることができない上、申立期間における保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4851

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月3日から5年12月23日まで
私は、平成2年9月から5年12月まで、亡くなった夫が事業主であったA社で勤務していたが、自分が65歳になって裁定請求する際に、申立期間の給与が実際の支給額に比較して著しく低いことに気がついた。調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に給与台帳等を持参し、届出事務を行っていたとして、平成6年1月20日作成の給与明細（メモ）を提出し、申立期間の標準報酬月額は44万円であると主張している。

しかし、A社は平成5年12月に解散し、元事業主は同社の解散直前に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができない。

また、元事業主の妻であった申立人は、「65歳になったとき、給与台帳等関連資料は全部廃棄した。」と供述している上、上記の給与明細（メモ）により、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人に係る平成2年9月3日から5年12月23日までの標準報酬月額は32万円と記録されており、申立人、元事業主及びA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったときに勤務していた5人の従業員のいずれの厚生年金保険の記録にも、訂正の形跡は無く、記録の管理に不自然さは認められない。

加えて、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の

B（役職）であったことが確認できる上、申立人は、「私が、経理及び社会保険関係の事務手続を行っており、会社の代表取締役であった夫に代わって代表者印を預かり、関係書類の該当欄に押印していた。」旨、供述していることから、同社において社会保険の届出等に権限を有していた申立人は、給与からの厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所に対する厚生年金保険料の納付について、これを知り得る立場であったと考えるのが相当である。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録の訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象としない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間当時の保険料控除を確認できる資料を保有していないが、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される者であると認められることから、申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 14 日から 41 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 10 月 1 日までの期間において、当初はA社に、その後、B社に勤務したが、当該期間のうち、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いこととなっている。納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述等から、申立人が申立期間において、当初、A社に勤務し、その後、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社及びB社の適用事業所名簿並びにオンライン記録によると、A社は昭和 40 年 4 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B社は 41 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっていることがそれぞれ確認でき、申立期間において両事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、オンライン記録によると、厚生年金保険被保険者記録が申立人と同様に、A社において昭和 40 年 4 月 14 日に資格を喪失し、B社において 41 年 6 月 1 日に資格を取得している者は 7 人確認できるところ、その中にはA社の事業主及び事業主の子であって、閉鎖登記簿謄本によりB社のC（役職）であったことが確認できる者が含まれている上、上記 7 人のうち所在が判明した 5 人に対し、申立期間における厚生年金保険料の控除について照会したが、回答があった 3 人は「A社及びB社に在籍していたが、申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたか分からない。」と供述している。

さらに、A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における申

立人の資格喪失日及び資格取得日の記録は、オンライン記録と一致しており、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。